

柴田町住民自治によるまちづくり基本条例審議会（平成29年度第1回） 会議録

日時：平成29年7月26日（水）

午後3時00分～午後5時00分

場所：柴田町役場 特別会議室（2階）

<出席者>

遠藤会長、中嶋委員、澤田委員、志子田委員、村山委員、佐藤委員、米竹委員

<事務局>

鈴木まちづくり政策課長、水戸課長補佐、駒板主事

<傍聴者>

0人

## 1. 開会

水戸課長補佐：

本日はお忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。

それでは、ただいまから柴田町住民自治によるまちづくり基本条例審議会平成29年度第1回審議会を開催いたします。

はじめに、ひとつご紹介させていただきます。後ほど議事でもご審議いただきますが、審議会の3号委員で副会長をお願いしておりました森淑子委員ですが、3月26日に行われました柴田町議会議員選挙において、見事当選されました。議員就任を受けて、平成29年3月31日付けで審議会委員辞退届が町長宛に提出されておりますのでご報告いたします。

本日のこの会議は、柴田町住民自治によるまちづくり基本条例審議会条例第7条第2項の規程により、委員の半数以上の出席をいただきましたので成立となります。また、事前に資料を送付させていただきましたが、文言等に一部修正を加えさせていただきました。新しい資料を改めて配布させていただきますので、お願いいたします。

それでは、あらためまして遠藤会長から、ごあいさつを頂戴いたします。

## 2. 会長あいさつ

遠藤会長：

お暑い中お集まりいただきましてありがとうございます。最近の話題としては、行政に携わっている方が正しいことを情報開示するかどうか問われている時代じゃないかということがあります。行政をやる限りは記録をとり、頭に入れて、市民から情報開示を求められたらなんであろうとも、真実の一つですというのを市民に開示するというのが民主主義のベースであり、住民自治、国民主権のまちづくりではないかと思えます。柴田町住民自治によるまちづくり基本条例について、われわれが守り神になって、仏に魂を入れていくのが任務ですが、今のような点は行政側には非常に強

く求めていきたいと思ひます。その点を強調しまして、第一回の審議会に臨みたいと思ひます。また、皆さまの活発なご議論を期待したいと思ひます。

### 3. 会議録署名委員の指名

遠藤会長：

では早速でございますが、議題に従ひまして、会議録署名委員の指名をいたします。事務局からありますでしょうか。

水戸課長補佐：

会議録署名委員指名でございますが、これまで名簿順ということで進めさせていただいておりました。今回は、佐藤委員と澤田委員にお願いしたいと思ひます。では、よろしくお願ひします。

遠藤会長：

よろしくお願ひいたします。

### 4. 議事

遠藤会長：

では、議事に入らせていただきます。いま事務局からお話しありましたが、副会長をしていた森委員が退任されましたので、副会長の選任についてご議論をいただき選任をしていただきたいと思ひます。何か事務局で説明事項があればよろしくお願ひいたします。

水戸課長補佐：

副会長については、皆さまの自薦、他薦という形にしていますので、皆様方の中からお願ひいたします。

遠藤会長：

では、この中で互選ということになります。どなたか意見等ある方はいらっしゃいますでしょうか。

澤田委員：

森委員が女性として長い間やってくれていた。女性のほうがいいのかなということで、村山委員を推薦します。

佐藤委員：

賛成です。

遠藤会長：

では、村山委員の推薦がございましたが、よろしいでしょうか。

はい、の声

遠藤会長：

では、村山委員よろしく願いいたします。

村山委員：

何をしたいかわかりませんがよろしく願いいたします。

遠藤会長：

一言ご挨拶をお願いいたします。

村山副会長：

副会長に皆さまからご推薦いただきました村山でございます。まさかここまで上り詰めるとは思いませんでした。皆さまサポートをよろしく願いいたします。

遠藤会長：

よろしく願いいたします。

次に議題の地域づくり交付金制度について議論したいと思います。

佐藤委員：

その前に一つ質問です。こういう場合委員の補填はないのでしょうか。

水戸課長補佐：

まちづくり基本条例審議会条例では第4条におきまして、委員については10人以内で組織するということが記載されています。審議会運営に関する要綱でも第2条第1項第3号で町長が特に必要と認めるものということで、3人以内という表現をされています。森委員が退任されまして、7人となりますが、10人以内ということであれば、補填などはしなくていいのかなと思っていました。また、当審議会は今年度が2期目の最終年度ということもありますので、今まで議論していただいたメンバーで今年度は審議していただければと事務局で考えていました。

佐藤委員：

ご説明ありがとうございました。

遠藤会長：

今年度は最終年度なので、補填をせずに実施するということがよろしいでしょうか。

異議なし、の声

遠藤会長：

では、議事に戻ります。地域づくり交付金制度についてご説明をお願いします。

水戸班長：

以前から、まちづくりにとって重要な要素であるとされてきました「地域コミュニティ」「地域づくり」につきまして、平成28年度から審議会で、ご意見をいただいております。資料2をお開きください。地域コミュニティ、地域づくりに関しての振り返りということになりますが、平成28年度の第1回審議会では、基本条例における「地域コミュニティ」の位置づけを確認させていただきました。行政区長との面談を通しての「地域コミュニティ」の現状や課題をまとめたものを紹介させていただきました。基本条例における「地域計画」の必要性と地域における地域計画の策定の進捗状況を紹介させていただきました。平成28年度の第2回審議会では、志子田委員、澤田委員、村山委員から地域計画の策定時の状況とそれぞれのポイント、計画策定後の実施状況も含めて紹介いただきました。地域計画に掲げた事業計画を進めるために、町が平成25年度から制度化し、支援している地域づくり補助金の概要と各地域の事業取り組み状況について、補助金額や主な事業の内容について、現状を報告させていただきました。まちづくり基本条例における地域コミュニティ、地域計画、行政の支援について、前置きが長くなり、議論の趣旨が見えないなどのご意見もいただきましたが、調査及び審議するために紹介させていただき、そして、ご意見を頂戴してまいりました。特に、資料2の矢印部分ですが、行政の支援の一つである地域づくり補助金につきましては、交付要綱を制定し、平成25年度から運用してまいりました。しかしながら、地域から地域づくり補助金に対し、地域の裁量で使い勝手が良い資金であって欲しい、交付手続きが複雑、もう少し簡素化できないか、小さな地域は自主財源が乏しく、地域負担分の自主財源が確保できず事業に取り組めない、といった意見が寄せられていました。そこで、これらの地域の意見を受けて、地域コミュニティに対する町の新しい支援策として、仮称地域づくり交付金についてご審議をいただきたく、ご提案をさせていただくものです。見直しのタイミングとしましては、各地域で策定いただきました地域計画の目標年次のほとんどが平成29年度に設定されています。ほとんどの地区で、今年度、改定作業に取り組んでいただいております。ちょうど平成30年度から新しい次地域計画がスタートするタイミングになります。また、町では、第5次総合計画の目標年度が平成30年度までとなっており、平成30年度末までに第6次総合計画を策定することになります。まちづくり基本条例では、町の総合計画の基本構想は、地域の将来像との調和を図ることとされており、この地域計画のエッセンスを取り入れ、尊重して策定することになります。地域計画の見直し、町の基本構想の見直し、町の地域コミュニティに対する支援策の見直しといったちょうどいいタイミングではないかと考えているところです。

続きまして、資料3の地域づくり交付金制度の検討についてということになります。これまでの補助金ではなく交付金制度という表現です。補助金の場合は、補助金交付要綱に基づき、毎年度、事業の計画を立て、収支計画を組み、町にこの事業をやりたいと申請をして、事業の内容の是非を町が承認し、補助金額を決定します。完了後は、実績報告書を提出していただき、事業の内容と決算状況を確認したうえで、事業費並びに補助金額を確定し、精算することになっていました。補助金に対して、交付金ですが、あらかじめ一定の算出基準を設けて交付額を算出しますので、額が確定した状態で地域に交付することになります。地域計画を実行するための事業にあてていただく費用となります。一部、募金や町等に対する負担金、社会通念上疑問視される過度な食糧費など、

対象としない経費があります。この部分についても、ご意見を頂戴したい部分です。交付金の算定の基礎は、明確に示すようにします。均等割りや、世帯割り、面積割などが考えられますが、後ほど改めて提案させていただき、金額の算出基準につきまして、後ほどご意見を頂戴できればと考えております。また、地域の裁量に任せるとしてはありますが、町として必ず実施して欲しい事業もあります。敬老会事業になります。こちらは、実施年度に77歳を迎えられる方を対象に各地区及び地区合同で実施していただきます。前年度の10月1日時点の76歳以上の方を対象に交付金額を計算し、翌年度に交付します。年度末の精算の方法についても極力簡易な方法で確認できればと考えています。総会が行われ、資料として事業実績報告や収支決算報告、当然、監査も行われていますし、何より地区住民の承認を受けるわけですので、その資料を持って確認することがベストではないかと考えます。ただし、総会時期がいろいろですので、総会時期が4月末や5月になりますと総会資料による報告が難しくなります。別の対応が必要になるかもしれません。ポイント1の補助金から交付金へ、につきましては、補助金に対して、交付金ですが、一部、交付の対象とならない経費、必ず実施していただく事業はありますが、それ以外は、地域で裁量権を持ってやりたいことに優先順位をつけて実施、支出する事ができるようになります。ポイント2の補助率の撤廃、につきましては、補助率を設けませんので、地域が行う事業に対して、交付金を充てる割合は地域の判断で割振ることができます。ですから、これまで、自己負担分の財源確保が難しく実施できなかった事業に着手することが可能になります。ポイント3の上限額以内であれば使う額は地域の裁量で、につきましては、一部必須メニューはありますが、交付金を使用する事業および金額は、地域の活動状況に応じて決めることができます。無いかもしれませんが、年度内に消化できなかった「交付金」は町に戻していただくこととなります。精算方法については、交付年度内の精算は難しいと思われるので、決算総会後の翌年度精算の方向で、要綱設置の中で検討させていただきます。ポイント4の手続きの簡素化、についてですが交付額が決定しているので、交付金を受け取る手続きは大きく簡素化できます。実績報告も地区住民の総意により承認された総会資料等の提出により代替できるようにします。ポイント5の積み立て事業の継続、についてですが、地域づくり補助金の積立方式を継承し、大きな事業を実施したい場合に3ヶ年度を限度に事業費の積立を可能としたい。総会等に諮り、承認を受けることが前提となります。また、年度の積立額は200千円ぐらいを上限と想定しています。

説明が長くなってありますが、続けさせていただきます。資料4、地域コミュニティに対する町の支援の変遷になります。柴田町住民自治によるまちづくり基本条例制定後、まちづくり実現に向けて制度の充実を進めてきたところです。地域コミュニティに対する支援も少しずつ改善が図られてきました。その変遷を紹介させていただきますと、第1期としまして、平成23年度の対策ですが、当時は、地域計画の策定について地域に進めようかという さなか だったと思われます。地域コミュニティの活動の大切さ、必要性を問いかけて、活動の活性化を図るために新しく「コミュニティ助成交付金」制度を設置しました。他に町が地域に対してお願いしていた事業としまして、福祉課が所管していました「敬老会事業に対する補助金」と都市建設課が所管していました「道路愛護事業に対する補助金」、まちづくり政策課が所管していました「防犯灯設置事業に対する補助金」がありました。他にも都市建設課が所管しています「公園愛護協力事業に対する補助金」がありますが、公園に関しましては、ある地域、無い地域があり、全地区同様の扱いができないため、現在も別扱いにしています。第2期としまして、平成24年度の対策になりますが「コミュニティ助成交付金」の申請に「敬老会事業に対する補助金」と「道路愛護事業に対する補助金」をまとめて手

続きが行えるよう事務の簡素化を図る改正を行いました。新たにこの年から「地域計画」の策定を各地域に推進していますのでその経費を「地域計画策定補助金」として交付しています。第3期としまして、策定された、もしくは策定中の「地域計画」を実現するための町の支援策として、第2期までの「コミュニティ助成交付金」「敬老会事業に対する補助金」「道路愛護事業に対する補助金」「防犯灯設置事業に対する補助金」「地域計画策定補助金」をメニューとして網羅した「地域づくり補助金」を平成25年度からスタートし、現在（平成29年度）に至っている状況です。「地域づくり補助金」に対する地域からの声をまとめてみました。平成27年度に行政区長役員会に意見を聴いたことがあるようでしたので、そのときの意見も掲載しました。申請や報告など手続きが面倒。ソフト事業とハード事業に分かれているがソフト事業を中心に事業を行いたい（ハード事業を中心に実施隊といった逆パターンもあり）。地域の裁量に任せてほしい。自己資金分を確保するのが難しく事業に着手できない。予算が多い地区はいろいろなことに着手できる。交付金になることで、金額が少なくなることは納得できない。地域計画途中で実現のための制度が変わるのは、いかなものか。などという意見がありました。平成28年第1回の資料で提示させていただきましたが、各地域の「地域計画」の目標年次は、37地区で平成29年度としています。他は、平成28年度が1地区、平成30年度が4地区になっています。町の支援策を見直すタイミングとしましては、平成30年度からがベストであると、今回提案させていただいています。よろしくお願いいたします。

遠藤会長：

ありがとうございました。資料1から4まで、基本的な改正の方向や背景、必要性について説明いただきました。引き続き、資料5の説明もお願いいたします。

駒板主事：

資料5の柴田町地域づくり交付金交付要綱（草案）をご覧ください。こちらは、今説明しました内容を、要綱の形にしたものでございます。では内容について説明いたします。基本的には地域づくり補助金を踏襲したものになりますが、交付金制度化にあたって、提案したい点を取り上げて説明させていただきます。

第4条、交付対象経費です。第4項 交付の対象とならない経費について別表第1にまとめております、3ページ目の別表第1をご覧ください。上から説明いたします。募金費と負担金については町からの交付金を、そのまま町や別の団体に支払うことになるので対象外といたしました。財産取得費です。土地建物等の取得に要する費用としています。こちらについては、自治会等が土地、建物を団体として取得するためには法人格が必要となります。現在自治会等で法人格をもっているところはありませんので、対象外ということにいたしました。ただし、将来的に法人格を持ち、集会所を所有するという事も考えられますので、その場合は再検討が必要になることだと思います。また、集会所の修繕などの工事や、備品の購入などにつきましては、対象経費としています。続いて食糧費です。飲食代等（活動時のお茶代等を除く）としています。こちらは、総会のお茶・お菓子代や、防災訓練時の炊き出しなどの経費については対象になりますが、自治会等でのイベントの際のお弁当代や打ち上げ費用などについては対象外にしたほうがいいのかと思っていました。続いて委託料です。活動の大部分が委託に係る場合の経費（イベントの業者委託等）としています。こちらは、イベントなどを業者に丸投げしたものなどは対象外になりますということです。対象外経費については以上です。次に第5条交付金の額についてです。別表2に定める基準となっています。

すが、こちらは後ほど資料6の説明の際に提案させていただきます。次に少し飛びまして、第11条実績報告です。自治会等は、交付金交付年度の翌年度の4月20日までに、当該年度の事業実績を地域づくり交付金実績報告書（様式第5号）に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。様式第5号の地域づくり交付金実績報告書はいわゆる鑑の文書でございます。

その他の提出書類が、第1号地域づくり交付金事業実績調書（様式第6号）こちらは交付金の対象事業についてまとめた調書ということになります。第2号積立事業実績書。こちらは、積立事業を申請した場合のみ必要なものです。積立の状況を把握するために提出していただくものです。第3号自治会等の総会資料、その他自治会等で承認された年間事業実績及び収支決算が記載された書類。ただし、区長さんからの要望もありましたので、出来るだけ手続きを簡素化したいということもありまして、第11条第3号で提出していただく総会資料等の中に、地域づくり交付金対象分という形で決算の部分に載せていただければ、第11条第1号で謳っている様式第6号の事業実績調書については省略できるのかなと考えていました。こちらにつきましては各区長さんと調整して、総会資料等に載せられるのであれば実績調書は不要で、載せられないのであれば実績調書を提出していただくという形がいいのかと考えていました。続いて、第12条、交付金の返還です。交付金の返還として考えられるのが、第1号の交付対象事業の決算額が交付金の額を下回ったときというものが考えられます。こちらは、交付金額が、10万円の場合に、自治会等で対象事業8万円分しかしなかったという場合は、2万円返還してもらいます、というものです。2万円の返還方法については、先ほど第11条第1項で、翌年度に実績報告してもらおうということにしていますので、交付金の返還についても、翌年度にさせていただくということになります。このことについて、例えば、30年度に対象額が不足してしまった場合は、31年度に返還をしていただくこととなりますが、31年度でも交付金の交付があります。31年度に返還手続きと交付手続きをどちらもしなくてはいけなくなると、手続きが多くなってしまいますので、翌年度の交付金額は返還分を差し引いた分を交付するという形にしたほうがいいのかと考えていました。ただ、現在手元にある行政区の総会資料で確認してみると、小さい行政区も対象経費が35万円を下回っている行政区はありませんので、できるだけ返還などは無いように各自治会等に活動をしていただきたいと思います。

説明・提案しましたこの要綱は、まだ草案の段階で、要綱などを取りまとめている総務課との調整などはしていません。皆さんからいただいたご意見を踏まえ総務課と調整して要綱案をつくり最低限必要な様式等を準備いたしまして、今後行政区長さん方にお示ししていくという形にしたいと思っています。以上で資料5の説明を終わります。

遠藤会長：

ありがとうございました。まず、資料2から4までの説明がありましたが、質問や確認したい点などございましたでしょうか。はい、村山副会長。

村山副会長：

二つ質問があるんですが、資料4の地域コミュニティに対する支援の変遷というところで、説明はありましたが、再度確認で、第3期で地域づくり補助金がありますが、いろいろな流れの中で、あえて補助金制度をしましよと決めたときの狙いを改めてお聞きしたいと思います。もう一つは、資料3の積立事業の継続とありますが、現在積立事業をしている行政区があるのかお聞きします。

水戸課長補佐：

それでは、資料4の第3期の地域づくり補助金は、地域計画更新事業、ソフト事業、敬老会事業、ハード事業というメニューを追加して制度化したものです。いままで別々で補助をしていたのですが、第1期、第2期と少しずつ皆さんの意見を伺いながら、もっとより地域の振興を活発にするために、金額的にも増やしながらか見直しを行ったものです。今回も同じように次のステップに進めればと考えていました。

積立事業については実施したところは1か所あります。18B行政区で、集会所のトイレを洋式化したいという要望がありまして、単年度での実施が難しいということで、3年間積み立てて、28年度に実施しました。

村山副会長：

もう一回よろしいでしょうか。初めのほうの質問ですが、第1期、第2期と交付金できていまして、その後に第3期で皆さんの意見があつて、手続きがめんどろな補助金制度になつたということなんですが、皆さんの意見というのはどのようなものがあつたのでしょうか。

水戸課長補佐：

第2期までの交付金については、世帯数に応じて3万円から9万円を交付するというここと、少ない金額でした。なぜ補助金になつたのかについては、実際に活動を活発に行つているところに多く支援金を出せる仕組みがいいのではないかとということと、25年度から地域計画が策定されて、事業の実実施計画を後ろにつけていただきました。地域としては何をやりたいのかということのを明確に載せられるようになりました。その計画を段階的に地域で補助金を使いながらやつていくというようになりまして。第2期までの交付金より大きな金額の補助金で計画を実行するために取り組まれたということになります。

遠藤会長：

要するに、いままで上限9万円だつたところを、より上限を増やし支援を拡充したが、交付金だつたものを補助金にしたために手続き面では面倒になつたということですね。

他にご質問等ございませんか。中嶋委員なにかございませんか。

中嶋委員：

他の自治体の事例を見ると、補助金化する流れが多いのかなと思うのですが、町のほうでも考えた上ということだと思つて聞いていました。やはり、使つている方が使いやすいのが一番だと思つています。出来るだけ住民の活動が生まれやすいような仕組みづくりが必要だと思つています。年単位で仕組みが変わつていようなんですが、最終的に町でどういふ形に向かっているのでしょうか。

水戸課長補佐：

地域計画というのが大きい流れだと思つています。地域計画は地域の皆さんが地域のためにどのようなことをすればいいのか考えた形だと思つています。この計画の中には町がやること、地域がやること、一緒にやるこことがあつて、その計画を実現するために支援制度を整えていけばいいと思つています。



遠藤会長：

中嶋委員の質問をまとめると、補助金から交付金に変わるというのは大きな変化であります。補助金は事前計画など手続きが非常に大変です。さきほどの交付金交付要綱を見る限り、結果はチェックされるが、事前の申請は簡素化されているという特徴があります。使い道についても地区の裁量で使えることになりました。自己負担がないところも多く使えることになりました。そういうメリットを踏まえて交付金に踏み切ったというならば、それは今後5年間維持していくビジョンはあるのかどうかということではないかと思うのですがどうでしょうか。

水戸課長補佐：

現在の地域計画はほとんどの地区が29年度を最終年度としており、30年度から5年間の地域計画の更新をしていただくこととなりますので、当然その5年間に対応していかなくてははいけないと考えています。

村山副会長：

もう一つ質問してよろしいでしょうか。

遠藤会長：

どうぞ。

村山副会長

現在42行政区で補助金を申請していない地域があると思います。その地区の方はなぜ申請していないのか理由などはわかるのでしょうか。

水戸課長補佐：

資料に28年度の申請額を載せております。その中のソフト一般、ハード事業が空白に名手居るところは実施しなかったということになります。もちろん地域の考え方もあると思いますが、手続きが面倒というところもあります。地区の自己資金だけで運営が出来ているところもあります。ハード事業についても、特に要望等はないということで申請しないところもあります。こちらでは区長さんの会議で説明していますが、補助金の申請がされていないところがあります。少し違うところは、補助金とは別にファンドの助成金などを利用しているところもあります。やはりリーダーの考え方が大きいのだと思いますが、地域ごとの考え方があるのだと思います。しかし、補助金の実績額は年々増えてきています。

村山副会長：

交付金の制度になった場合は、必要がある場合もない場合ももらえるものなのでしょうか。

水戸課長補佐：

そちらについては、資料6で説明しようと思ったのですが、ここで説明させていただきます。資料の中で、4つの案を提案させていただきました。地域づくり交付金（案1）の考え方ですが、地域づくり補助金でソフト及びハード事業で設定していた補助金のソフト一般15万円、ハード20

万円合わせて上限額35万円を基本額とし、地域計画更新に伴う費用の3万円を毎年に見直し1万円を加算して合計36万円としています、それに特定事業分を加算して総額交付する方法です。案2の考え方ですが、案1と基本的に同じで、「地域計画更新に伴う費用」3万円を毎年見直すことを想定して3万円を加算する方法です。また、交付金合計額も38万円と大きくなってしまいました。案3・4につきましては、行政区の大小をありますので全部一律ではおかしいのではないかとこの考え方もありますので、案3は、案2の1行政区あたりの交付額38万円をもとに基本額を10万円と設定し、残りの28万円の総額の50%を人口割り、50%を面積割り、左側の基礎的データの人口及び面積の割合から算出して積算したものです。同様に案4は、案2の1行政区あたりの交付額38万円をもとに基本額を20万円と設定し、残りの18万円のうち人口割りに10万円、面積割りに8万円を左側の基礎的データの人口及び面積の割合から算出して積算したものです。この中で、黄色い部分については、28年度実績額より交付金額が下がってしまったものになります。案1の黄色い部分については、11A区は28年度に3万円の地域計画更新事業を実施したために、少なくなりました。一番下側の29D区は敬老会の対象者の人数が代わったために減額となっています。ですので、案1・案2に関しては少なくなる行政区は基本的にはありません。しかし、案3、案4は面積割、人口割りを加味するとどうしても少なくなる行政区も出てきてしまいます。検討していただきたいのは一律がいいのか、バランスを考えたほうがいいのかということについてご議論いただければと思います。今のところ案1程度の金額で予算調整をがんばっていただければと思います。

遠藤会長：

併せて資料6についてご説明いただきました。村山副会長のご質問を補足いたしますと、例えば8区、11D区、19区は平成28年度補助金を申請していませんでした。そういった行政区にも自動的に交付されるのでしょうかということだと思います。先ほどの資料5の説明によると交付請求の手続きがあり交付金が支出されるということになっています。請求しない行政区があれば交付はされないという認識でよろしいでしょうか。

水戸課長補佐：

一番はじめに、町から交付金額の通知がされます。その後に交付請求が来ることとなります。交付請求がされなければ交付されないということになります。

遠藤会長：

わかりました。そういうことでよろしいですか。

村山副会長：

はい。

遠藤会長：

せっかくですので、佐藤委員にお伺いしたいのですが、この交付金制度について民間の経験をもった委員ということでご意見を伺ってよろしいでしょうか。

佐藤委員：

地域が使いやすいものになるのはいいことだと思います。対象経費の認識について誤差が生じた場合に、請求した金額と違ってくると思います。そういうことが無いように、協議期間みたいなものがどこかにあれば、万が一もめた場合にいいのではないかと思います。こういう制度は基本的に性善説の下に成り立つものだと思います。まさかうそをついてまでお金を騙し取ろうとは思わないで対応するのだと思います。もしどこかの地区が虚偽の報告をした場合の罰則規定のような法律としての形を整えておかないといけないと思いました。以上です。

遠藤会長：

この2点について事務局からお願いします。

水戸課長補佐：

地域では必ず地域住民の方の目というのがありまして、役員さんだけで動かしているところはないのではないかなというように考えています。通帳、領収書を確認して決算の資料を報告するという流れが全地区で行われていると思います。そういった流れを信じたいと思って考えています。もし資料の中でおかしい点などあれば当然調査をいたします。

澤田委員：

今の行政区の仕組みでは、そういうことは起こらないと思います。年間の会計を監査します。それを役員会にかけて、検証をします。そして総会資料を作成し、住民に説明します。そういう形で2重、3重にチェックがはいっているはずだから、そういうことは無いと思います。もうひとつは、補助金から交付金というのは、前回出た話しの中では、区長さんとの話しの中から交付金にしてほしいという要望が出たということです。今回の交付金制度というのは地域住民からの要望を吸い上げてできた制度になるものだと思います。つまり住民自治のもとにできた制度ということになるのでとてもいいものだと思います。問題は、交付金の算定基礎をどうするかということだと思います。

遠藤会長：

志子田委員、米竹委員どうでしょうか。

志子田委員：

いまの補助金制度は、ある程度制限があり、使い勝手はあまりいいものではありませんでした。ソフト事業とハード事業が分かれているのもその一つです。行政区によってはソフト中心にやりたいところ、ハード中心にやりたいところあると思います。それがこういう一括の交付金という形になると、区の実務をやっている立場から言うと非常にありがたいと思います。

米竹委員：

区民の一人としてずっと聞いているんですが、地域住民の希望をどうすくい上げるかということが一番の根本だと思います。私はこの審議会の中でも一番全体のことを見ることが出来ない委員だと思います。私たちが使っている集会所もあります。区長さんたちはみんな良い人で、私たち地域の住民を気にかけてくれているというのが大前提の話しになります。うちの集会所は雨漏りがひど

いです。区長さんはこの修繕は補助の対象にならない、一番初めに作られた集会所だから、集会所は終わりになって、児童館かなにかを新しく作る時に集る場所をつくってくれるんだと言われて納得はしています。さっきの交付金の流れだと思いますが、膝が悪い人が多くなってきてトイレが使えない人が出てきました。たまたま私の家は集会所の近くなのでトイレを貸したりしますが、変だなと思っています。少し遠くだけ公民館に行ってもらったりしていました。それが2年前に改善されて、洋式になりました。今まで言っていたことと違うんだなあと思いました。それがなんでそうなったのかわかりません。今困っていることは雨漏りや、押入れから雨が吹き込んできたりというものがありますが、蓋をしたりすれば解決する問題でもあります。集会所は区民の皆さんが集りやすい場所にあるし、集りやすい場所に集るのは当然だし、そこならこられる人が多いし、年取った人も集ってこられるので、集会所を大事にしたいと私は思っています。それを区長さんはわかってきていて、トイレが新しくなったりしたのかなと思いました。それが補助金でされたのか、希望がすくい上げられてされたのかわかりませんが、いずれにしても私たち一人ひとりの希望をすくい上げることが大事ではないかなと思います。

遠藤会長：

澤田委員と志子田委員から補助金から交付金への転換というのは住民の要望を組み込んだお金の使い方であるとコメントがありました。佐藤委員からは自由度があるのはいいがチェックをしっかりとしないではいけないとコメントがありました。米竹委員から具体例が出されました。雨漏りや押入れ隙間から雨が吹き込んでくるとか、こういったものは対象になるのでしょうか。

水戸課長補佐：

実は、集会所の建物については、町の財政課が所管しているものになりますので、そこでの協議が必要になります。地域づくり交付金については、もっと簡易な修繕に使っていただくものと想定していました。ですので、集会所建物の修繕については町がやらなくてはいけないものだと思います。恐らく区長さんから財政課に相談はされていて、今回修繕されたのだと思います。

遠藤会長：

簡易な修繕や応急対応が必要なときは、この交付金を使えるということですね。

志子田委員：

古い襖や、敷居の段差などは私の地区はこの補助金で直しました。金額的に多くないのはこれを使ってできます。集会所の玄関の段差なんかも、おそらく安価なものだと思うので、この交付金を使えるなと思いました。

遠藤会長：

わかりました。交付金要綱に対象外経費について第4条第3項、別表第1に書いてあります。それ以外のことであればやっていいということで理解してよろしいですね。

水戸課長補佐：

はい。

遠藤会長：

その次に、澤田委員や志子田委員のように住民自治活動をやっている方にとって自由ができるゆえに責任が出てくるということがあります。地区で裁量をもって使える代わりに、第4条や別表のように使えないものがあります。このことについてコメントをいただきたいということと、第9条にあります積立について自由にやれるのかと思ったら、町長の承認が必要になります。これではいままでの補助金と同じではないかという気持ちを持つか持たないかについて確認したいと思います。第11、12条については、事前チェックが無い代わりに事後チェックがあるというのは当然だと思います。第9、10条についてはみなさんのコメントをいただきたいと思います。

志子田委員：

交付金はその年度で消化するということが大前提です。交付金を全部使えなかった場合は返還するのが当たり前ということになります。そのときにいくら総会資料に積立金として載せたとしても納得いかないと思います。このくらいはある程度しっかり申請して残さないといけないと思います。

佐藤委員：

それは、会計報告するときに区の積立と町の積立を二つ分けて会計報告すれば問題ないのではないのでしょうか。

志子田委員：

地域計画の中で、補助金をいくら割り当てるか決めて運用するか決めています。積立が急に出てきたときに地区の中でも不透明になってしまうのではないかと私は思っています。大きいお金を預かるときは証書なんかを発行したりしますけど、そういうものなのではないかと思っています。

佐藤委員：

そのはっきりさせる相手は町ですか、住民ですか。

志子田委員：

これは、町に出さなくてはいけないとなっていますので、この町にはっきりと伝えるためのものです。また、住民にもしっかり総会資料に載せてお知らせしないといけないと思います。

澤田委員：

ここに書いてある第9条には交付金積立承認申請書を行政に出します。ハード事業をするから3年間積み立てるのには決算書にしっかりと載せればいいのかではないのでしょうか。

遠藤会長：

私が澤田委員と志子田委員に聞いたかったのは、交付金は住民自治に委ねられて、その使い道はハードであろうとソフトであろうと一括して住民自治でもって管理すればいいと思います。それを町や住民がチェックするのは、最終的に事業実績報告や交付金の返還というチェック機能があれば、それを担保できると思いますが、それでも承認申請書を出さなくてはいけないのは住民自治を阻害されているのではないかという話しは出ることはないですか。

澤田委員：

それは出ないと思います。

志子田委員：

私は出ないと思います。

遠藤会長：

ありがとうございます。それを確認したいと思っていました。

はい、どうぞ村山委員。

村山副会長：

私は行政区の役員をはじめ丸6年ですこの補助金が始まる時期とほぼ同じでした。当時の区長さんはこの9万円の交付金をもらえることが当たり前で、自分のやりたい行事に交付金を割り振っていました。他の地区もそのように見受けられるところがありました。現在の補助金制度に変わって、住民の意思を汲んだ計画を立てて、新しい区長と役員のもとでアンケートをとり、続ける行事や必要の無い行事のふるいわけをしました。その5年間を経て改めて交付金になったときに、改めて先ほど会長がおっしゃった、私たちがいかに会費や交付金をいただき、どうやって吸い上げどういうふうに検証してお金を有効に使っていかなくてはいけないという責任を感じたときに、そこでまちづくり政策課さんや地域の役員さんと検証できるものがあるのがあってこそその交付金の活かし方というものがあるのかなと思います。交付金に変わって、その分手間や労力が減るので、その分違うことにエネルギーを注いでいくことで、より地区が活性化していくという意味でこういう形に変わっていくと思うのですが、金額的なものは要綱の中で、どう使われるというのは決まっているんですが、ではその行事がどのように展開していくのかというのを確認するためには今後考えていったほうが、交付金制度が生きてくるのではないかと思います。

遠藤会長：

はい、澤田委員。

澤田委員：

行政区はそれぞれ特徴があります。行政区の役員は区長を中心に、住民の最先端に居ることになると思います。その人たちがまず自分の行政区の住民の意見を吸収することからはじめないといけないと思います。交付金が出て、それで何をすればいいのかというところからそうしないといけないと思います。それで総会資料に載せて、総会で賛否を取るようになると思います。行政区の最先端にいる役員が区民の意見を吸い上げて、町に吐き出さないと、行政区の役員は何をするんだということになってしまいます。行政区によっていろいろ差があるというのは役員の意識の問題も絡んでくるとおもいます。

遠藤会長：

村山副会長が言ったのは、事後的なチェックについてきちんとしたルールが確立されていく必要があるということです。それは行政区においてできているルールがあるので各行政区で実態にあっ

た形で対応していくという議論があったということですね。

続いて、資料6の金額の話しについて入りたいと思います。何かご意見ありますでしょうか。

澤田委員：

算定基準というのはちゃんと出るのでしょうか。

水戸課長補佐：

今回の構成したものの中で考えられるのが、基本額と人口割り、面積割りというものが出てきますが、こういったものもエキスとして入れたほうが良いということであれば、そういった部分も入ってきます。一律でいいということであれば、金額だけ入ることになります。ただ、最終的には予算的な部分があるということだけご了承いただければと思います。

遠藤会長：

確認させていただきますけど、算定基礎を明確にして均等割り、世帯割り、面積割り等の検討とあります。また必須事業というものを考慮して案を作ったのが案1から案4であるというように理解してよろしいですね。その上でこの審議会としては案1から案4を前提としてどういった形に意見を集約していけばいいのか、あるいは他に案があるかということについてご議論いただければと思います。中嶋委員なにかありませんか。

中嶋委員：

前提としての質問になるかと思いますが、交付金ということで、何らかの形で全地区にお金が割り振りされて、必要ないというところにはお金が余って、最終的に報告のときに余ってしまったときはどこか必要な地区に振り戻されるとか、次年度に繰り越すとかそういうことになるのでしょうか。

水戸課長補佐：

すべてではないですが、各地区の総会資料をみさせていただきました。ほとんどが100万円近くの区の会計が運営されています。中身にもよりますが、そう考えますと35万円というお金を入れても対象事業で使われているとおもいますので、消化不良を起こすことも無いのかなと思います。ほとんどがいろいろなイベントをやっていたり、集会所の運営もしたりしているので、先ほど言ったとおり少ないところでも100万円、多いところでは300万円を超えています。ただ地区の考え方でどのようなことがあるかわかりませんが、事務レベルではそう考えていました。

中嶋委員：

交付金の返還ということで第12条に謳っていますが、ほとんど出てこないであろうという予測ということでよろしいでしょうか。

佐藤委員：

これは、必要ところが請求書を出してもらうものであって、最初からただ配るわけではないので、大丈夫ではないでしょうか。

志子田委員：

さっきから言っているように使い勝手が良くなるというのは、この28年度までのハード事業ソフト事業の数字から案1は、35万円というのを算定しているの、最低でも35万円もらえるということになります。それでも足りない場合は、基金とかを使えばそれ以上のものもできますということです。これは町と住民が協働で何かするにはお金がかかるということが前提にあります。協働のまちづくりが基本にあるので、その必要になってくるお金がこの交付金だと考えています。35万円あれば、今まで満額申請したところも減ることがないので、私は案1を推したいと思います。

遠藤会長：

はい、ありがとうございます。それ以外に案1から4の中で何かある方いらっしゃいますか。案2はどこも減るところがありませんね。

志子田委員：

減るところは先ほど説明あったとおり敬老会の人数が減ったところなどですね。この先敬老会事業を継続していくにあたり、会場の問題が悩ましくなります。今は何とかやれていますが、他の地区では入りきれないところも出てくるのではないかと思います。私の区だと対象者が170名近くになります。一つの集会所で170人はいたら動けないんじゃないかなと思います。普通にただ座っているなら別ですけど、机とかで座ると最大で70人が限界だと思います。再来年度を迎えると私の区では15名ずつくらい増えます。そういったこともあって敬老会事業もどうするか話し合われています。

遠藤会長：

はい。ありがとうございます。1案から4案を比較する前にどこにどういう違いがあるかを見てみると。1案と2案の違いは計画更新の単価の違いです。1、2案と3、4案の違いですと、後者のほうは基本額基礎単価、人口割り基礎単価、面積割り基礎単価、の単価設定を変えたということですね。最終的にどのように判断していいのか、なかなか大変だと思います。

水戸課長補佐：

いろいろな組み合わせが出てくると思います。その中で一番問題にしていきたいのは黄色い部分です。実は平成27年度に区長さんに集ってもらい意見交換をした際、下がることは絶対にありえないというように意見として出されました。その後5年間の計画を立ててそれに向けて進んでいるのに途中で金額が減るのはいかなものかということでご意見をいただきました。なので、その黄色い部分は問題になるのかなということでもそれを無いように考えると案1、2なのかなと考えていました。

遠藤会長：

そうすると、案1から4を見ますと、総額は近い金額になっています。それを前提として減る地区が少なくなるようにどう選択していくかということになりますと、案3と4は減るところが多いですね。これは町として収められるかどうかという話しになります。では案1、2のほうがいいだろうということになりますが、案2の総額の方だけ予算として確保することが出来るだろうかという



ことになります。平成28年度の実績と比べると650万円ほど増える形になります。こういう問題がでてきます。

村山副会長：

案2は毎年更新の3万円が入るということによろしいですか。

水戸課長補佐：

そうです。

村山副会長：

なぜそれを設けてくれるのでしょうか。

水戸課長補佐：

計画の3万円というのは、前の制度だと2年に一回見直しすることが出来るということでありました。なぜかわからないですけど、小まめにやってらっしゃるところもありましたので、一つの案ということで出させていただきました。たまたま平成29年度はその3万円を申請するところが多くありました。そのために今年度予算を80万円ほど多く積算していました。それをもとに計算してしまったのが第2案ということになります。

遠藤会長：

そうしますと、案1の500万程度の増加については町長も含めてがんばってくれるということによろしいですね。

水戸課長補佐：

町長は案1ぐらいなら、という話をしていました。

遠藤会長：

案1だと11Aと29D区は減るということになりますね。

水戸課長補佐：

計画更新や、敬老会の人数減少で減っているということになります。

遠藤会長：

そうしますと、区長さんがあそこの地区はもらいすぎだという話しはできませんか。

志子田委員：

この計画も地域計画の事業計画にあわせて請求という形になります。この制度の基礎になるのは地域計画なので、一律35万円までは協力しますよという姿勢なんですよ。

遠藤会長：

この交付金の積算基礎は、単にこういう算定基礎を置いて計算するところなるということなんです。各行政区において地域計画があり、それに基づいて申請がなされるということになります。それは積算の基礎で仮計算したものとは違う金額で申請がくる可能性があるということでしょうか。

志子田委員：

ただ、35万円という上限があるので、それより多くは申請できないということですね。

遠藤会長：

一般単価というのは交付金申請の際には適用になるということですか。

水戸課長補佐：

例えば第1案ということで決まれば、当初に交付金額を通知させていただきます。それに対して請求書をいただくという形になります。実際にやっていない行政区もあるんですが、19区や20区は自己資金が調達できず事業に着手しないというところもあります。そういったところをすくい上げるという思いもあって基本単価ということで設定できたらと思って提案させていただきました。

遠藤会長：

例えば7A区は20万5千円が46万2千円になるということですね。区長はこれで倍になったなということになるんですね。それに対して他の地区から何か出てこないかという話しはあるでしょうね。同様に8区も23万2千円が60万近くになりますね。

水戸課長補佐：

裏を返せば、申請をしていないということもあります。事業はやっているが、捕縄の申請をしていないということもあります。7A区さんで見ますと支出は116万円ほどあります。その中には健康福祉、安全対策などをやっています。こういった対象事業をやっていながら申請していないのが現状だと思います。

佐藤委員：

役員の質ってということになりますよね。一回区長さんを集めてレクチャーとか必要ですかね。

水戸課長補佐：

申請の窓口ということで私と駒板が区長さんとお話させていただきます。総会資料を見るとこれも対象になるとかこういった活動も対象になりますという話をしますが、もういいからといわれま。総会で承認されていないので今回はいいということ言われます。途中で変更申請とかも出来ますからねという話しもします。ただ、徐々にではあります。実績額は伸びてはいます。ですから、もう少し浸透していけば実際はもう少し事業としてこっちで拾えたのではないかと思います。

遠藤会長：

いままで申請していなかったところが顕在化したんだという形でお金の単価設定がされた場合に

他の地区が問題提起しないかという問題もあります。表を見ていくと増えている地区が多くあります。

佐藤委員：

それはある意味ではしょうがないのではないかと思います。新しく決まったルールに対して不正さえなければやむを得ないと思います。

澤田委員：

あとは行政区の中での活動がしっかりとなされて、結果として出てきたものを申請するという形がいいと思います。結局活動もしていないでお金はあるけどやることなく返してしまうということになるとおかしいことになってしまいます。行政区によってはそういう形の行政区も無きにしても非ずだと思います。

村山委員：

急に増える地域の支援体制のようなものについては、サポーターの方が一定期間支援員の方がいらっやいました。予算があるのであれば1、2名おいていただいて、定期的に回っていただいて、サポートをすることでより活性化するのではないかと思います。そういうようにこのお金を活かすように進むには、やはり人が必要なのかなあと思います。

遠藤会長：

一つ確認です。これは積算の基礎であって内容は何に使ってもいいということですよね。問題は、今までもらっている補助金より大きく増えてしまう場合地区からの不平は出ないだろうかということについて、町当局がうまく説明し得るかということだと思います。そこについて頭の整理をしておいたほうがいいと思います。先ほどの説明だと、自主財源でやっていたが交付金に財源がかわったというのが一つの説明だと思います。もう一つはやる能力があったが、たまたまやっていたただけで、それが顕在化したものであるということです。それだけでうまく説明できるかという点については論理をしっかりと整理しておかないといろいろなところから言われてしまうからということには留意していただければと思います。

志子田委員：

以前も区長さんの報酬の件で、人口割りとかそういう話で非常にもめたそうです。その辺を以前の人はずどのように処理したのかということレクチャーしてもらって身構えてもらえばと思います。

遠藤会長：

町長が保証できる予算としては今の段階としては1案であるということが1点。1案のいいところは減る地区が非常に少ないということが2点目。3点目としてこのままでやると今までよりも金額がかなり増える地区が出てきます。それについてうまく説明することが出来るかということについて論理を整理しなくてははいけません。はじめに交付金額を通知するときに案1の額を通知するのか、前年度の交付実績をもとに交付額を決める、予算としてあまったところはもっとやりたいというところに充填するという弾力的な運用をするのも一つの手だと思います。

佐藤委員：

私もそれに賛成です。住民の意識を尊重してこういう制度にしたという言い方と、住民の提案を補助するために算出します、増額します、責任を持って一緒にやっていきましょうという言い方でやって、最初から金額が倍になりますという言い方はしなくていいと思います。先ほども言ったようにルールにのっとってやれば、誰か文句をいっても仕方ないということだと思います。

遠藤会長：

どうですか澤田委員、志子田委員。

澤田委員：

活性化するためということであれば、いま佐藤さん言った内容でも活性化させる要因にはなると思います。やるところには多くあげます、やらないところにはあまりあげませんという形でいけば住民自治の条例の発展性はその中にあると思います。

佐藤委員：

時間なので一言だけ言いますが、私が思うのは、優れた活動や積極的な指導者がいるところは多く補助金をもらっている。一方そうではない地区はどうするのかというのが町の悩みである。第1線でやるのが区長だといっても、ちゃんと動かない区長の下にいる住民は不幸せだということになってしまう。つまり、区長次第で行政の質と量が動いてしまう現実がある意味であるのは何とかならないのかと思います。優れた指導者が居るところはいいけど、なかなか動き回らない区長のところにいるのはどうすればいいのか、どう支援すればいいのかという問題があると思います。

遠藤会長：

それがまさしく先ほど副会長が言った、支援員による支援ということになるんですかね。ただ、こういう世の中だから、住民自治が活性化されたところにお金が入っていき、他の不活性なところを活性化していくというのも考えられます。

佐藤委員：

あともう一つは、うちの区長は一生懸命やってらっしゃっていて、ある決めごと以上にやっています。問題は次の区長が前の区長より働かないねといわれるのが一番恐ろしいと思います。決まっていることがあいまいなんです。うちの区長は毎朝交差点に立って指導しているけど、そんな区長の仕事はありません。新しい区長が前の区長はちゃんと四つ角に立って小学生を交通整理していたけど今回の区長はそういうことやらないなといわれることが非常に心配です。本当は区長の仕事量を文章化して満遍なくある程度やっていけばいいと思います。私がいつも危惧しているのは、今の区長の後は誰もやれないなというのが個人的な心配です。

澤田委員：

あまり前の人のこととかは考えないほうがいいんじゃないですか。

遠藤会長：

はい、ではまとめさせていただきますと、基本的な流れとして補助金から交付金への流れというのは手続きの簡素化、住民自治が担保されているということで、この審議会としては賛成。かつ、30年度以降も5年間は継続を約束されている。その際にポイントは、事後チェックはきちんとやるということ。それに対していままで補助金だったものが交付金に変わり、それで金額をどういうように設定するかということについては、基本は町長にがんばっていただき案1でやってもらう。その配分については基本的なこの案で了承するにしても、それに伴って今までの補助金額と今回の交付金額に大きな差が出てくる問題について異論が出てきた場合はきちんと裁けるような論理は用意しておくべきである。ただ、その場合に地区としての活性化しているところのよさはそのまま維持できる。それが将来においていろいろな禍根を残すような問題であればそれを補完するような各地区の活性化の持続性を確保していくような議論があったと整理しておきたいと思います。できればこれから実行されていく段階において一問一答集を準備しておいて審議会でこのような議論があつてこういうように交付金は使っていくというように整理されたんだなということにさせていただくということは、一つの指針になるのではないかと思います。中嶋委員なにかコメントございますか。

中嶋委員：

1つだけ気になったところがあつたのですが、今までの地域づくり補助金のハード上限20万円というのも引き継いでいますが、20万円以上は積立できないというのは何かあつたのでしょうか。なにか根拠があつて20万円にしているのでしょうか。

水戸課長補佐：

補助金を踏襲して設定してみたものです。根拠はいまのところありません。

中嶋委員：

増やせるのであれば増やしてもいいのではないかと思います。

遠藤会長：

これは一つの検討課題としてお願いします。

以上で議事を終わりたいと思います。

## 5. その他

特に無し

## 6. 閉 会

以上で、全ての議事を終了したので、副会長は午後5時15分閉会を宣言した。

本会議の顛末を記載し、その内容が相違ないことを証するため、次のとおり署名押印する。

平成 年 月 日

会議録署名委員

会議録署名委員